



パトロール かがみの

令和8年5月号
各務原警察署
鵜沼西交番
☎058-384-8110

令和8年4月1日から自転車の 交通違反に青切符を導入

毎年5月は、

消費者月間

契約書

自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

対象となる違反行為の一例

信号無視 反則金 6000円	通行禁止違反 反則金 5000円	遮断踏切立入り 反則金 7000円
携帯電話の使用等 反則金 12000円	一時不停止 反則金 5000円	車道の右側通行等 反則金 6000円

悪質商法被害防止の心得

- 「もうかります」そんな言葉にご用心
- 何の用？しっかり聞こう身分と用件
- 勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 迷ったら、1人で決めず、まず相談
- 簡単に契約書に署名、押印しない

契約に関する相談は、 消費者ホットライン

☎188

※身近な消費生活センター等の相談窓口以案内されます。

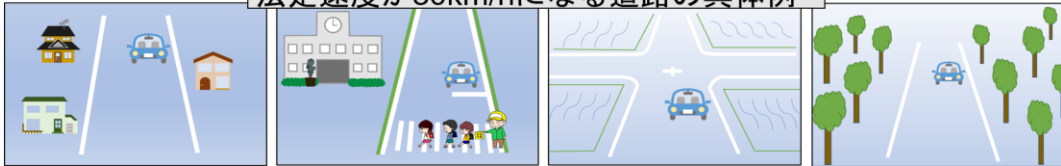


※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

令和8年9月1日から

生活道路における自動車の法定速度が
60km/h ➔ **30** km/hに引き下げられます!!

法定速度が30km/hになる道路の具体例



令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・構造、柵その他の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



～公式HP～